

舞鶴市における障害者就労施設等からの物品等の調達の 推進を図るための令和7年度方針

1. 目的

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」
(以下「障害者優先調達推進法」という。) 第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、障害者就労施設等が供給する物品等の調達を一層推進する。

2. 適用範囲

本方針は、本市のすべての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達に適用する。

3. 障害者就労施設等の範囲

- ア 障害者支援施設
- イ 地域活動支援センター
- ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- オ 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1項に規定する事業所（特例子会社）
- カ 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第2項に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- キ 自宅等において物品の調達、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
- ク 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4. 調達を推進する物品及び役務

調達を推進する物品等は次のとおりとする。

(1) 物品

- ・事務用品・日用品・雑貨類（工芸品、手芸品、ごみ袋など）
- ・食品類（パン、弁当、菓子、食品加工品など）
- ・農作物類（野菜、花、米など）
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ・選別作業（プラスチック類の手選別など）
- ・清掃・除草
- ・情報処理（データ入力・集計、テープおこしなど）
- ・軽作業（袋詰め、シール貼り、紙はがし、組立など）
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な役務

5. 調達目標

令和7年度の調達目標を次のとおり定める。

(単位：千円)

	令和7年度 調達目標額	令和6年度 実 績 額	令和6年度 調達目標額
物 品	439	286	380
役 務	28,970	27,536	27,362
計	29,409	27,822	27,742

6. 調達の推進方法

障害者就労支援施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組みを行う。

- (1) 障害者就労施設等が提供可能な物品等の内容についての情報を収集し、その調達の推進のために必要な情報を市のすべての機関に提供する。
- (2) 障害者就労施設等が供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組みの支援に努める。
- (3) 障害者就労施設等から物品等を調達しようとする機関は、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の事項についても配慮する。
 - ・物品等の調達の必要性が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するよう努める。
 - ・物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、履行期間及び発注量を考慮するよう努めるとともに、調達する物品等の性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対する十分な説明に努める。

7. 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定し、又は見直したときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、年度終了後、物品等の調達の実績を取りまとめ、その概要を市ホームページ等により公表する。

8. その他

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。